

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H24.3.16（木）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

委員長

おはようございます。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

先日も申し上げましたように、質疑は極力簡潔にお願いいたします。

議案第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算

委員長

それでは、議案第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算についての説明を求めます。建設部長。

大平部長

（議案第6号を説明する。）

高瀬室長

（議案第6号の詳細を説明する。）

委員長

説明が終わりました。

これより関連議案第27号を含めての一括質疑に入ります。質疑でございますでしょうか。

渡 辺

それでは、3点ほどお願いします。

まず最初は、362ページ、ただいまありましたこの起債の償還等で、真ん中辺のところの1款のこの公共下水道資本的支出の第2項で企業債償還金が大体12億円程度を超えているわけです。実績によって継続をしているわけでございますが、この償還金の経緯をもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

次ですが、368ページの下水道事業費の営業費用で、3目の流域下水道管理費が計上されておりますが、昨年9月のこの大雨で市内のあちらこちらで下水道管がいろいろと詰まったというような状況で、11月から12月それぞれ改修をしていたようですが、まだまだ大規模改修にはなっていないのではないかとということで、まだ住民は不安を持っているのですが、そのこのところの予定をご説明ください。

最後は、378ページでの貸借対照表の下のほうでの2、流動資産の（2）、未収金があるわけですが、7,200万円程度ですか、この回収の予定率、どんなふうに今予定されているのか、ご説明いただければと思います。

以上3点、お願いします。

宮西主査

都市計画室、宮西です。

まず、362ページ、企業債の償還金の関係でご説明をさせていただきます。まず、今年度、公共下水道事業1款2項企業債償還金12億2,597万円でございますが、この内訳といたしまして、建設改良費に係ります償還金が1億9,542万5,000円、そして借入資本金、平準化債特別措置分の償還に係るものが10億3,000万円程度になっております。全体の割合といたしますと、84%が借入資本金ということで、そして残りが固定負債ということになっております。

以上です。

尾崎副主幹

土木課、尾崎でございます。

2番目のご質問でございますが、昨年9月の大雨によりまして、流域下水道の1号、2号の幹線管渠が、滝川中継ポンプ場のところのゲート操作入りまして、結果的にバックウォーターがかかりまして、滝川の公共下水道も影響を受けま

して、非常に汚水が流れづらい状態になっております。委員さんご指摘のとおり、緑町のエリアにおきましても、非常にトイレが使えないということでございまして、緊急的な対応はポンプをかけるということでございまして、11月にバイパス管の設置を終えたところでございます。それから、会館の周りの何軒かにつきましては、試験的に水が流れやすいように、点検口のふたをちょっと変えさせていただいております。これも今ちょっと様子を見ているということでございます。

それから、大規模改修につきましては、今のところ雨水計画の見直しということは考えておりませんが、流域下水道の接続点等におきまして、ゲートの設置等の要望は北海道のほうに今しております。ゲートの設置だけではなかなか解決はできないと思いますが、今後とも流域下水道の主体であります北海道とも協議しながら、我々のほうは不明水の調査等を行って、地下水の侵入をできるだけ少なくして、雨天時、去年のようなことがないように調査に取りかかっていきたいと考えております。

以上でございます。

山崎副主幹

都市計画室副主幹の山崎です。

3点目の質問、未収金の徴収のことにつきましてご説明させていただきます。ご質問がありましたのは378ページの23年度分なのですけれども、24年度分とかかわってきますので、24年度分も含めまして説明したいと思います。

平成24年度末の未収金は、こちらのほうに記載のとおり、6,331万1,000円を見込んでおります。この内訳なのですけれども、現年度分としまして1,470万円、過年度分の滞納分が約4,860万円と見込んでおります。現年の未収金のうち使用料を約1,370万円見込んでおまして、この中には企業会計の経理の関係が現金の収支ではなくて、料金の調定時において整理されることによりまして、決算月の料金がおくれて納付される、そういった部分も含んでおります。ですから、ここの部分がすべて入らないという話ではありません。先ほど質問ありました過年度分の滞納なのですけれども、これにつきましては、本年度23年度分、約1,300万円程度徴収できると見込んでおります。これにつきましては、率にしますと、回収率約18%を見込んでおります。

以上です。

委員長
渡 辺
委員長
窪之内

答弁が終わりました。

終わります。

よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

それでは、先ほど全体の見通しについて説明を受けたのですけれども、平成23年度に中期ビジョンを開発費か何かで計上して、中期ビジョンを策定しておりますが、ビジョンに沿った24年度の重点施策というものは何だというふうにとらえればいいのかについてお聞きしたいと思います。

それと、23年度の予算のときには、平成27年度までは黒字でいけて、資金ショートもないという見通しを示していたのです。それで、なぜ先ほど24年度が純損失になるかという説明は受けたのですが、このことは予想されていなかったことが突然起きたということなのかどうかについてお伺いしたいと。

それと、3年から5年の財政計画では、料金改定なしでいけると。ということは、それ以降は料金改定も見通した検討をしなければならないということなのか。それであれば、どういった時期に、また中期的な計画を立てて、見通しに

入るというふうになるのかどうかをお聞きしたいと思います。

次ですが、381ページの他会計の補助金の関係の福祉料金ですが、福祉料金の補てんをされている予定戸数、年々金額がふえてきているので、年々ふえてきているのだなというふうに思っているのですが、その伸び率はどの程度と見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

次に、383ページの総係費なのですが、先ほど説明もあって、一般会計のほうにきちんと燃料費等を入れていくということでの科目が燃料費とか、光熱水費とか、通信運搬費とかで科目として復活したわけですよ。これは、前と同じように、たしか面積割とかになっているのか、一般会計の負担割合は何を基準に決めていて、こういう金額を積算されたかについてお伺いしたいと思います。

次、387ページの開発費の関係なのですが、その下水道の全体計画の変更というのは、どんなことを全体として計画変更されるのかという中身について聞きたいのと、公営企業法の改正によって財務システムの改修が迫られるわけですが、どんなふうに企業法が改正したから財務システムを改正しなければならないのかということのご説明をいただきたいと思います。

以上です。

尾崎副主幹

1番目のご質問でございますが、23年度に中期ビジョンを作成いたしております。24年度以降の重点施策ということでございますけれども、やはり管渠、あと中継ポンプ場を含めて施設の老朽化というのが今後課題となってまいります。そこで、24年度につきましては、長寿命化の関係で、まず施設の点検含めて調査に取りかかっけていきたいということでございます。1番目のやっぱり重点的にやらなければならないのは、長寿命化計画を立てて、将来にわたってのライフサイクルコストの最小化ということ、それから施設の長寿命化ということが今後非常に大事になっていくということで、下水道としては考えております。それから、2番目といたしましては、合流区域の分流化の事業、これにつきましても、雨が降りますと、どうしても合流ですと雨水が奈井江の処理場に行ってしまうので、できるだけ早く分流化をして、雨水と汚水を分離したいなというふうに考えております。

それから、開発費の関係でございますけれども、24年度全体計画の変更ということで、今、予算の計上をしております。中身につきましては、将来人口推計なのでございますけれども、現実的な数字で推計をいたしまして、その中で原単位につきましても見直しをかけていくということで、汚水量の見直しによりまして、その汚水量の算出ということが大きく業務としてございます。ということでございまして、現実的な数字に基づいた計画の見直しということが主な内容でございます。

以上でございます。

高瀬室長

料金の改定の見込みということでございますけれども、確かに先ほど3年から5年という話なのですが、長期の今の計画上の中での数字の推計をしていることで、下水道事業としては基本的には5年をめどに見ながら事業を進めてきているところでございますが、当会計におきましては、地方交付税措置というのが一般会計の繰入金から一部成り立っているところでございます。財政推計を立てる上でも非常に大きな要素になっておりますが、さきの震災の影響、それから社会情勢の変化等による交付税措置の動向というのが非常に見づらい。過去にもいろいろな見直しがあった中で、交付税の減ということ、それに対応す

るように起債の特別措置とか、そういう減にはするけれども、その分借金をしてもいいですよみたいな特別措置というのもあった経過がございます。ただ、そういうことになったとしても、交付税は減になっても借金はふえる、長期で返すのですけれども、同じようなことになるのですけれども、そういうこともございますので、基本的には、今度施設の老朽化という部分も更新事業、長寿命化事業というのも取り組まなければならないのかなという認識もしております。

そのような施設の状況、財政状況等を勘案していった段階では、どの時点で取り組めばいいのかということは、今後必要になってくるのかなという考えはしていますけれども、まずは5年間については、今期においては、24年度期においては、非常にちょっと損益的には厳しい数値になりましたけれども、先ほどの話のようにゲリラ豪雨等もあつたりするのですけれども、この中で何とかやりくりしていければいいかなという考えをしているところでございます。

以上です。

宮西主査

それでは、まず赤字の関係ですね。当年度の純損失441万4,000円の内容でございますが、先ほど部長、室長のほうから説明がありましたとおり、公共下水道の384ページの1款3項1目過年度損益修正損、ここに石狩川流域下水道の維持管理費の精算分1,000万円が計上されておりますが、これにつきましては、本来であれば23年度の未収金として事務処理を行いまして、費用と計上するべきなのですけれども、補償金免除の繰り上げ償還の際の経営健全化計画、この目標を達成するためにどうしても23年度に計上ができなかつた、そのことによりまして1,000万円程度、24年度に予算が多く上がる結果となっております。想定はしておりませんでした。

それから、福祉料金の関係でございます。平成21年度からの数字を持っておりますが、福祉の件数は、年間で平成21年度で1万3,747件、これは延べ数でございます。22年度が1万4,461件、平成23年度見込みで1万4,915件ということで、この伸びを推計していきまして、今年度1万4,972件で推計をしているところでございます。それに伴いまして、基本料金の免除額をこれに掛けまして、今年度の一般会計からの補てん分ということで、福祉分の補助金額を見込んでおります。

また、総係費の一般会計負担分についてでございますが、面積負担分、人員負担分でございますが、まず面積負担分につきましても、総体職員人数を分母としまして、下水道の事務を担当する職員数で面積を割り返しまして、その面積の割合に対して、庁舎の起債分の残額に掛けまして負担金が決められております。燃料割あるいは電気代につきましては、これも同じく人数割で計算をしているところであります。

それから最後に、開発費に計上されております会計制度の改正部分であります。平成24年2月1日に会計制度の部分が公営企業法で施行されております。内容は、減価償却費の算定方法が、現在はみなし償却といいまして、補助金等を除いて減価償却をする、そういった制度を取り入れているのですが、これが今回から平成24年2月1日から全額償却というふうに変わってまいりますので、貸借対照表を使ってお話をしたいと思いますが、24年度の貸借対照表、371ページをお開きいただきたいと思っております。この資本の部の7、剰余金、(1)、資本剰余金、イからホまで、国庫補助金から受益者負担金までが資本剰余金と

して計上され……

(「ページ数」の声あり)

委員 長
宮西主査
委員 長
宮西主査

もう一度確認してください。

377ページです。

377です。

済みません。377ページの資本剰余金、イからホの国庫補助金、受益者負担金、この部分が今は資本剰余金ということで、資本の部に計上されておりますが、この部分がすべて負債の部に、長期前受金という形で負債の部に計上されるようになります。こういった部分の改正がありますので、減価償却費の算定方法が変わるとということで、システムの改修を行うところであります。以上です。

委員 長
窪之内

答弁がすべて終わりました。質疑ございますか。

中長期的なそういう計画の中で2点示されたわけですけれども、合流式の分流化については、前倒しでやるというような、そうしたことを計画の中には盛り込んだのかどうかを1つお伺いしたい。

それと、最後の開発費の関係の現実的な数値に基づいた見直しをされるということで、こうやることによって何か会計上にメリットとか、そういったものがあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

2点です。

尾崎副主幹

分流式の事業でございますけれども、今、長期財政計画の中で事業費が大体1億2,000万円程度ということでなっております。前倒しをしていくという考えは今のところございません。ただ、今後、会計の起債残高の減少によりまして好転をした段階におきまして、また5年後まで財政計画を立てた中で、分流式の事業について増額をしていくということの可能性はあるということでございます。今のところ、前倒しする予定はございません。

それから、開発費でございますけれども、全体計画の見直しによりまして現実的な数字ということと人口推計ということでございますけれども、会計上につきまして、メリットはあるのかということでございますけれども、当然、汚水量が下がれば、流域下水道に払う負担金等々が減るといったことがあると思いますので、それはメリットになるかもしれませんけれども、相対的にうちだけが減るということではございませんので、ちょっとその辺は何とも、その辺の現実的な数字にすることによって会計上メリットがあるかどうかというのはちょっと何とも言えないというところでございます。

以上です。

山崎副主幹

会計制度のほうの関係で、どういったメリットがあるのかということについては、今回のこの改正の大きな目的としましては、その趣旨としまして、企業会計制度と整合を図ることが大きな目標であります。それで今回、その制度の中へ、要は費用をのせる場所が変わる形になるのですけれども、これについては、その後、もろもろの指標が企業会計と合わせていくという部分なものですから、実際の経営の部分では大きく変わることはありません。

以上です。

委員 長
窪之内

答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

はい。

委員 長
大 谷

そのほか質疑ございますでしょうか。

361ページ、地震対策下水道事業についてお伺いいたします。今回、中継ポンプ、汚水ポンプ等の新設ということで計画されているのですが、施設がそれぞれ老朽化していることとか、施設の長寿命化とかのお話もございましたけれども、今回この2つ盛られているのは、緊急の事業として上がっているのだらうと思いますが、そのほかにも危険性を感じて、年度内にしなければならないと予想されるようなところがあるのかどうか、お伺いいたします。

委員 長
大 谷
尾崎副主幹

1点でよろしいですか。

いいです。

地震対策下水道事業でございますが、24年度につきましては、江部乙西9丁目でございます中継ポンプ場のポンプ、それから電気設備の更新事業を予定しております。これにつきましては、平成2年度に整備をしております、もう20年以上経過しております、ポンプの耐用年数15年を大幅に超過をしております、かなり老朽化をしているということで、今回、更新工事ということで行います。それ以外の施設につきましては、今のところ緊急的にやらなければならないところはございませんが、全国的に道路の陥没事故等々起きておりますので、テレビカメラを入れて管渠の調査等、それから日々の点検業務、目視による点検は随時行って、危ないという判断であれば24年度、それはその場で判断して対策をしていきたいと、緊急工事というのも含めてやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

大 谷

今、中継ポンプ場、何か聞きますと、かなり古いようなのですが、その耐用年数に応じて計画的にやっていく、他の箇所についても、そういった、今相当古いですよ、そういう危険性だとか、もっと早目早目でということは、計画的にはできないのですか。

尾崎副主幹

ポンプ場につきましては、機械、電気設備というのが非常に耐用年数が短いものですから、今、更新工事ということで行っておりますが、例えば管渠につきましては、一応50年という耐用年数ございまして、ただ50年たつ前に壊れるものもあれば、70年、80年ものもございまして、それにつきましては、24年度、今予算計上をしておりますが、公共下水道管渠老朽化調査という調査を今計上しております、その中で比較的古い管渠につきましては、調査をかけていきたいなということで、これも年次的、計画的に行っていきたいと思っております。長寿命化計画を策定した中で計画的に更新を行っていきたいと考えております。

以上です。

委員 長
大 谷
委員 長
小 野

よろしいですか。

はい。

そのほか質疑ございますでしょうか。

細かく2つほど、まず361ページで、予算会計のほうがありました。個別排水処理、合併処理ありますよね。8基と載っていますけれども、たしか23年度も8基だと思っておりますが、これはあくまでもその数字でやっているのか、それと今現在の普及率、どの程度のあれがあるのか、それもお聞きしたいのと。

それから、昨今は今ちょっと聞かなくなったのですが、ディスプレイありますよね、あっちの関係の今の現状はどうなのですかね、普及率とか、そういう

関係もしあれば、それをお教え願いたいと思います。

この2つです。

尾崎副主幹

個別排水処理でございますが、24年度につきましても8基ということで計上させていただきます。平成23年度でございますが、見込みで今7基の整備ということでございまして、前年度並みということで8基ということで計上をさせていただきます。個別排水処理の事業のエリアにおきましての普及率でございますが、今現在、見込みなのですけれども、610人で185戸、185基です。設置をしております、人口ベースでいきますと、普及率30.1%、大体3割ということになっております。

それから、ディスポーザーにつきましては、今現在、単体といたしまして、直投型につきましては77基、それから処理槽付きのディスポーザーにつきましては1基でございます、合わせて78基の設置がございます。普及率につきましては、まだ1%に至っていないということでございますので、ちょっと普及率はかなり0.何%というような形になっております。

以上でございます。

委員長
副委員長

よろしいですか。そのほか質疑。

2点あります。

383ページの水道企業団に対する業務委託、検針の関係、それが1つなのですけれども、電気とかガスの検針というのはよく見るのですけれども、水道企業団の方が回ってきて検針するというのはなかなか見ないのですよね。それで、その辺はどういうふうになっているのかということ、その負担率、委託交付金というふうになっておりますけれども、3,890万円、これは多分水道企業団と折半になっているのかどうかという部分を伺いたいと思います。

それと、もう1点は、石狩川の流域下水道の使用権の関係なのですが、これは構成市町との割合というのがあるのだと思うのです。それと、人口比というか、世帯比というのもあると思うのです。これはずっと一定で、ずっと使用する限りは使用権というのは払わなくてはいけないと思うのですが、その辺はどのようになっているのか伺いたいと思います。

山崎副主幹

ご質問ありました1点目の検針関係なのですけれども、今、水道企業団のほうでは検針員さんを雇いまして、それぞれ個別のお宅の検針業務をやっております。それで、票としましては、このぐらいの入っておりますけれども、それが検針の結果と通知をあらわしています。

次、水道のほうと下水道のほうの負担の割合なのですけれども、これにつきましては、水道企業団のほうは滝川、砂川、歌志内、奈井江を管轄しております、それを滝川分の部分を要は拾い上げて、下水道と水道の部分の負担割合での調定件数で割合を案分しています。下水道のほうの調定件数と水道のほうの調定件数、その割合で案分しております。

それとあと、北海道の流域下水道のほうに払っております建設負担金の関係…

…

(「383ページの使用権について」の声あり)

山崎副主幹

今ご質問ありました建設負担金の使用権の関係なのですけれども、これにつきましては北海道のほうは流域下水道の施設を整備しております、これに対して構成市町のほうで一部負担金を出しております。この負担金は毎年の減価償却の部分を計上しているのがこの費用です。

(「構成市町の割合」の声あり)

山崎副主幹 構成市町の割合は、管渠の部分と処理場の部分がそれぞれ分かれておりまして、滝川の分でいきますと、処理場につきましては31.6%、あと管渠の部分につきましては36%の負担割合を持っています。これにつきましては、更新事業のときに、当然国のほうから国費が入る部分がありまして、その国費の部分を除きまして、残った部分を北海道のほうと6市4町の下水道構成市町の部分で半分ずつ案分しておりまして、それに対する今申し上げました31.6%、あと36%という負担の割合を持っています。

(「世帯数とかは」の声あり)

山崎副主幹 これは関係ないです。基本となる数字は、それぞれの下水道のほうで持っております日最大の汚水量を基本にしています。

委員長 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

副委員長 はい。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないということですので、質疑の留保がないということで確認してよろしいですね。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、以上で議案第6号及び関連議案第27号の質疑を終結いたします。ここで、午後に予定されております公営住宅事業特別会計につきましては、午前中に前倒しで行いたいと思いますので、暫時休憩を入れます。

休 憩 10:58

再 開 11:10

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員長 議案第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めます。

(議案第3号を説明する。)

大平部長 (議案第3号の詳細を説明する。)

三谷技監 説明が終わりました。

委員長 説明が終わりました。これより関連議案第24号を含めて一括質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

渡 辺 それでは、236ページから237ページ関係ですが、住宅使用料ということで、この237ページのほうへ行っての滞納繰越分があるわけでありまして、その収入見込み額(B)掛ける12%で145万円ほどになっているわけですが、氏名公開とか、法的手段をとっている割に80数%を見込まないこの事情をご説明いただきたいと思います。

2番ですが、それでは現時点で、滞納で差し押さえ等の法的手段にひっかかっている例はあるのかないのかということでご発表ください。

次は、244ページから245ページの公営住宅建設費の、そして説明欄の住宅建替・改善事業、先ほどありました泉町団地、東町団地等があるわけですが、順々に進んできているのですが、ことしはそれでいいのですが、次の緑町団地のお金はかからないのかもしれませんが、今年度の住民の説明とか、そういう進捗の状況、こういうことをやりたいのだというようなことがあれば、それをお答え

いただければと思います。

委員長
三谷技監

それでは、3点につきましてご答弁をお願いいたします。

滞納率の12%の件でございますが、これは前年度の99%のこの1%の分が繰り越してくるわけですね。その積み重ねなのですが、これらの滞納金については、非常に取りづらいというか、困難な人ばかりですので、この前年度というか、これまでの数字の平均というか、その値をとっております。

それから、2番目の質問でございますが、調停だとか裁判までかける人は、この滞納者に対してやっております。今までやってきたのは、すべてこういう人方です。

それから、3番目の緑町団地の建てかえの計画でございますが、緑町団地は今のストック総合活用計画の中で、平成27年から解体を始め、それから平成28年から建設を予定しております。それで、今年度は何も調査だとか設計だとか、そういうものはないのですが、今年度にこのストックの見直しを予定しております。それで、それに伴って、その説明を緑町団地の方に今年度住民説明を1度する予定でございます。

委員長
渡辺
委員長
荒木

答弁が終わりました。

終わります。

よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

済みません。1点だけ伺いますが、242ページ、これ歳出の、歳入も一緒なのですけれども、道営住宅の委託で8.6%の増なのですが、これは恐らく修繕費の増ではないかと思うのですけれども、そういう認識でいいのかどうかということ、この道営住宅の施設の修繕に関しては、市の要望を道に上げて、道がそれをすべてのみ込むというか、そういう形になっているのか、それがよくわからないので、この修繕費の決まり方を教えてください。

高橋主任主事

建築住宅課の高橋です。よろしく申し上げます。

道営住宅の質問に関してなのですがすけれども、まず4カ年で指定管理を受けまして、その金額の算定につきましては、基本的には道のほうに任せているような形です。算定基準はあくまでも道のほうで算定したものです。増になったものについては、随時こういう計画で、計画修繕をしなさいとか、そういったものの増になります。

独自に、例えば道営住宅の劣化とかもありますので、うちのほうでここを直してほしいということで、毎年要望は出しております。それを認めるかどうかは道の判断になります。

以上です。

委員長
窪之内

よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

それでは、まず議案第24号の件ですけれども、入居者の収入基準に関して、独自に自治体が決められるようにはなったのですけれども、1年間は経過措置という形で今までと同じ基準でいくということで、議案説明のときに、新基準を定めたいという話があったのですけれども、25年度に向けて24年度中に新基準を定めるに当たってどんなことを検討しているのかについてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど渡辺委員の答弁にもありましたように、公営住宅のストック総合活用計画の見直しが新年度されるということなのですがすけれども、見直しの観点、前倒しとか、総合計画の中での3つの拠点についての公営住宅の整備を早

めるとか、そういった考え方についてお伺いしたいというふうに思います。
3つ目ですが、入居者の状況についてなのですが、高齢者の状況、今、住宅での孤独死との関係で伺いたいというふうに思っているのですが、高齢者の独居と高齢者夫婦のみの世帯数をつかんでいると思うのですが、お伺いしたいと思います。

それで、そこの関係もあるのですけれども、ページで言えば243ページにかかるのですが、管理人報酬が上げられています、管理人報酬というのは、年間1人、戸数1戸につきというふうになっているのだと思うのですが、管理人報酬の基準と管理人に義務づけられている仕事の内容、それでその管理人に管理している団地の安否確認について、今後、管理人の仕事として義務づけすることを検討する考えはあるのかと。見晴団地のように実際安否確認をやっているところを除いての話ですけれども、お伺いをしたいというふうに思います。
次、直近の空き住宅とあき待ち世帯をお伺いしておきたいと。その空き住宅の現状とあき待ちの現状から、24年度中に改善しなければならない点があれば、お伺いしたいと。

次ですが、家賃対策補助金、237ページの下から4つ目の説明欄なのですが、見晴団地の特公賃の団地にかかっているわけですけれども、変化もあったと思うのですけれども、補助率はこのままでいくのか、何年度までの補助金が入るのかというのと、家賃対策補助金が平成10年でしたか、公営住宅法が変わって設けられたのだけれども、実際には今は見晴団地のここしかついていないのですが、この補助金を受けられる対象住宅となる要件は、今後ずっと団地が新しくなってきたのだけれども、全く該当していないのですね、これに。だから、ここに該当するための条件はどんなものなのか、お伺いしたいと思います。
同じく、同じページなのですが、住宅使用料の関係ですけれども、平成24年度に明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求で調停申し立てを検討している件数があれば、お伺いしたいと思います。

次ですが、243ページからの住宅管理費関係で、先ほど結構計画修繕等、主な修繕についてはご説明いただきましたので、いいかなというふうに思っているのですが、説明のあった1つに245ページ、一の坂団地の給水管の直圧切りかえ工事について、この受水槽から直圧方式ということになることによって、シャワー等の利便性が増すのかなと、水圧が今までは余りなかったのが水圧の変化が生まれるということの利便性の工事なのかなというふうに思うのですが、このことにすることによって、どういった利便性が入居者にあるのかどうか。これは、一の坂団地、何年計画で行うのかどうかについてお伺いします。

以上です。

委員長
高橋主任主事

以上8点についてご答弁お願いいたします。

まず、7番目の質問で、今年度の調停を考えている件数ということだったのですけれども、当然状況にもよりますが、今のところ悪質滞納者という観点で考えておりますので、数字的には二、三件ぐらいということと考えております。場合によっては、もちろん当然誤差はあるとは思いますが、今のところは二、三件ということです。

林主査

建築住宅課主査の林と申します。よろしく申し上げます。

ご質問の中で家賃対策補助金の関係なのですが、ここに算定している1,206掛ける2分の2ということなのですが、この関係について、対象住宅については、

特定公共賃貸住宅、滝川市についてはこれだけが該当しまして、これは平成17年度から今までもらっていて、おおむね30年程度ですね。あとほかに、こういう家賃対策の補助金があるかどうかについては、家賃低廉化事業というのがあるのですけれども、これは22年度までうちのほうでいただいていたのですが、23年度以降については、算定の基準に控除額というのがありまして、それがうちの請求額を上回るために、23年度からは支給されないことになっています。

以上です。

三谷技監

一番最後の一の坂の直圧切りかえの工事の関係ですが、この工事は何のためにするかといいますと、現在、一の坂団地は5棟あるのですが、1棟に受水槽を置きまして、2棟目はその受水槽から配管で2棟目に送っているのですね。それで、昨年来、事故がありまして、その送っている管が劣化による漏水がありまして、送られているほうの棟の給水管を本管から直圧にしようとするものです。とりあえず考えているのは2棟やろうと思っています。それで、ことし24年1棟の25年1棟で2棟ですね。水圧に関しては、今までと同じ水圧になると思います。以上です。

それから、収入基準の見直しの関係でございますが、1年の猶予がありますが、国の法律でこれも地方自治体のほうに委任されたのですが、市としましては、現行の基準を維持していこうという考えであります。この基準の考え方は、現在、収入分位が公営住宅の場合は25%以下の人を対象にしているのです。それで、国の考え方は、これを50%以下に上げようとしているのですね。市としましては、そういう対象者を上げるということは、公営住宅ますます競争率だとか、そういうものが上がって、本当に住宅に困っている人が入れないような状態に陥ると思いますので、今のところは他市の状況も見なければならぬのですが、現行の基準でいこうと思っています。

それから、公営住宅ストック計画の見直しの関係ですが、現在の計画は20年度につくりまして、5年ごとに見直しはいいよと言われております。24年につきましても25年から実施しようと思っているのですが、これにつきましては、今の東地区の3団地、東町のほうはもう決定しているのですが、それからあと緑町と東団地のことにつきましては、詳細はこの計画の中でやろうと思っています。全体的に今の計画を前倒しできるように進めていきたいと思っています。それから、次の高齢者の状況でございますが、独居の単身世帯というのが、パーセントでしか今ちょっと数字がないのですが、全体の40.2%が単身世帯であります。それから、夫婦世帯が20.7%ですね。それと、60歳以上の単身が30%になります。それで、高齢化率でいきますと、60歳以上の世帯が全体の56%、かなり高齢化が進んでいるという状況でございます。

私からは以上でございます。

鎌倉副主幹

建築住宅課、鎌倉といいます。よろしく申し上げます。

まず、住宅管理人の報酬の関係でありますけれども、これにつきましては、算定の基準要綱等がありまして、基本的には10戸まで定額1,800円、あと管理戸数1戸増すごとに60円という形の算定になっております。

その管理人の業務という形なのですけれども、現時点においては、最近建てかえで新しく建物となっている部分がありますけれども、当然古い住宅につきましては、定期的に見回りをさせていただいて、修繕箇所が発生した場合には、市

のほうに連絡していただく。また、当然いろんな文書を市のほうから依頼するわけですが、そういう文書の配布を依頼しているのが大体の内容であります。

次に、住宅管理人に安否確認まで求めるのかという部分もあるのですが、確かに最近世帯の、近所づき合いの関係もあるのでしょうかけれども、最近の孤独死なり、そういう部分を見ますと、やっぱり隣近所とのつき合いがかなり薄くなっているという部分があるのでしょうかけれども、実際には隣近所の方からの、お隣の方が最近顔を見ないのだけれども、どうなっているのだろうかという部分、さらに身内の方が、ここ数年というか、数カ月、連絡とれないのだけれどもという形で安否を求められる場合もありますけれども、その場合で言うと、管理人ということではなくて、市のほうの場合によっては警察署と連携しながら住宅内に立ち入るとか、そういう部分もやっております。

高橋主任主事

以上です。
5番目の質問にありました直近の空き住宅とあき待ちの状況ということなのですが、2月末現在で管理戸数が1,818戸ありまして、自然空き家、自然にあいているというか、普通にあってはいる住宅が36戸あります。政策空き家が46戸あります。入居可能住戸としては、1,772戸あります。

それで、あき待ちの状況なのですが、2月末現在ということで、合計で127件あります。例えば、駅前団地さかえで23件、江陵団地で29件、銀川団地で22件、みずほ団地で16件、割かしやはり新しい住宅を好んでいるというか、待っているという方が多いという傾向にあります。

委員長
窪之内

それで、24年度の改善というお話だったので、今までどおり、このとおりにやっていきたいと思えます。

ご苦労さまでした。答弁がすべて終わりました。

ストック計画の関係と今直近の空き住宅を聞いたという関係なのですが、実は江部乙のふろなし江南がずっとあいたままになっているような状況になっているのですよ。やっぱり今の状況で、ふろないというところに入りたくない、ふろもつけられない、全体改築してきたので、団地としてふろを持っていないところが江南だけになったのですね。いや、改善センターとか、えべおつ温泉とかはあるのだけれども。それでストック計画、これで見たら、江南37年なのですよ。平成37年まで何もやらない団地なのです。北辰は、この計画の中には全く出てこない、修繕だけで。新興は、江南の建てかえに合わせて廃止していくという計画なので、そうした今の空き住宅の魅力がないということを見ると、ストック計画の中で全体としては前倒しをするのだけれども、こうしたふろなしということも考慮に入れた見直しをすべきだというふうに私は考えているのですが、お考えを伺いたいというふうに思えます。

あと、孤独死というのは、ひとり住まいがこれだけ多ければ、孤独死は避けられないというふうに私は思っているのですよ。ただ、ぐあい悪くなったときに速やかに発見するとか、亡くなった状態で日にちを置かないで発見するとか、倒れてから数時間で発見して死に至らないことにするということは必要だと思うので、福祉のほうでの対策もやっているのだけれども、全国的には団地の管理人が安否確認を行っているというところも出てきているのですが、いろんな状況があつて大変だと思うのですが、新年度で一応検討してみるということもあつてしかるべきではないかというふうに思うのですが、お考えをお伺いして

おきます。

2点だけ。

伊藤主幹

建築住宅課主幹の伊藤です。

ストックの見直しの関係なのですけれども、まずは建てかえは、非常にもう耐用年数を過ぎております簡平と呼ばれている平家建ての建てかえになるのですけれども、一番重視しているのは、やっぱり最低居住水準と言っているのですけれども、ふろがあるか、あるいは3カ所給湯があるか、水洗化されているか、最低条件、それがありますので、開西団地にもふろなしありますけれども、それらはやっぱり早期に解消して建てかえていくべきだろうというふうにはとらえております。ただ、実際に簡平が800近くまだ残っているという中で、限られた特会の予算の中で進めていく事業になりますので、見直しの中では、なるべく前倒し、何らかの策をいろいろ検討してまいりたい。あるいは、箇所づけといえますか、その取り組みをどこの団地からどういうふうに進めていくのかというのも今回見直そうと思っておりますけれども、都市計画マスタープランのコアタウン、それらもちろん視野に入れまして検討を進めてまいりたいと思っております。

三谷技監

管理人さんの安否確認の関係ですが、先ほども言われたとおり、管理人を置いているのは、中耐だけなのです、平家のところには置いておりません。それで、今まで孤独死というか、多かったのは、中耐ではなくて、平家の長屋のほうが圧倒的に多いのです。中耐のほうは、日常出入りする人が限定されているものですから、管理人さんがよくわかるのです。それで、余りそういうことを気にしていなかったのですが、それでもこういう時代、高齢化が進んでいきますので、福祉のほうも含めて検討したいと思えます。

委員長
大谷

よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

2点だけ。243ページなのですが、工事請負費、それぞれ市営、道営、公営とあります。大きなものは、屋根の張りかえとか、ベランダとか、そういう一斉にするものの費用、さっき言われたのですけれども、そのほかに個人個人でこういうの、ああいうのというのを申し出てくると思うのですが、それらについてはどのように対応されているのかというのが1点。

それから、251ページのところで入居時の敷金だとか、退去するときに返す払戻金について書かれておりますが、長年使うと、それらを回復して退去するのですよね。そういうときは、そういった敷金を利用すると思うのですが、それらでし切れないような場合もあると思うのですが、それらはどのようにされるのか伺います。どのぐらいの割合であって、どうするのかという点について伺います。

以上です。

高橋主任主事

まず、1番目の質問なのですけれども、工事請負費というお話ありましたが、例えば個人的に申し出てきた場合には、修繕費で対応します。もちろん現場を見に行き、それで当然ここは直さなければいけないということであれば、うちのほうで直すということで、やって対応しております。

2番目についてなのですけれども、敷金2カ月分、当然入ってきますが、退去されるときに何もなければ当然2カ月分お返しするということになるのですけれども、通常の経年劣化とか、普通に使っていただいている場合には弁償金とか一切取りませんので、普通にお返しするような形になります。ただ、故意的

に壁に穴をあけたとか、わざと何かそういう、悪意というわけでもないのですが、そういうものが何かあった場合には、弁償金は取ります。故意ですね、済みません。悪意ではなくて故意ですね。故意にやったとか、そういう壁に穴をあけているとか、そういうものについては弁償金を取って精算するような形にしています。

割合のほうは、弁償金としてとっている予算は一応60万円程度なのですからけれども、割合としてはそんなに多くはないと思います。

委員長
大谷

答弁が終わりました。

自然に劣化する部分については、例えば畳だとか、壁張りかえだとか、そういうのは市がやるということによろしいですね。

高橋主任主事

そのとおりでございます。はい。

委員長
副委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

それでは、1点だけ。市営住宅の駐車場の使用料、先ほど625台で1,553万1,000円を見積もっているという話ありましたけれども、市営住宅の駐車場のスペース台数というのがまずどのぐらいあるのかということが1つ。

それと、道営住宅の部分ですけれども、こちらは管理委託金ということにいただいているので、わからなければわからないでもいいのですけれども、こちらがどれだけのスペースがあって、どれだけの台数使用しているのかということを知りたいと思います。

三谷技監

市営住宅の駐車場の全体の個数は893台です。スペース的には、その7割を契約しているということでございます。

鎌倉副主幹

道営の駐車場の関係でありますけれども、駐車場の使用料、直接道に入る形になるのですけれども、個数的には、滝の川団地と見晴団地、啓南には、一応駐車場という形の場所がありますけれども、駐車場使用料は徴収しておりませんので、滝の川と見晴の分だけが、個数……。

三谷技監

道営の駐車場の台数は、2団地で140台です。

副委員長

以上です。

それでは、市営住宅のほうでいいのですが、7割契約ですね、893あって625台、7割契約ということで、例えば世帯で2台、3台と持っているところありますよね。ただ、あいているような状況なのか、それとも世帯で2台使いたいとかは、それで契約しているのか、そういうことを伺いたいと思います。

三谷技監

7割で、3割分あいております。

駐車場につきましては、各棟で自治会を組織してもらって、自治会で管理しております。それで、2台目につきましては、あいたスペースを自治会のほうで貸すなりしております。管理しております。市のほうではだめとは言っておりません。

(「その収入は怎么样了なっているのですか」の声あり)

三谷技監

それは、収入はお金を取る場合は、自治会に入ります。2台目につきましては、そして、道営のほうは、2台目も道で管理しております。

副委員長

それというのは、そのままやっぱり今後ずっと24年、25年もするのか、そういう状況のまま。管理しているとはいえ、町内会の収入になっていいのかなという感じするのですよね。どうなのでしょうね。道営住宅は、それは2台目も道の収入になるわけですね。市はなぜそうしないのか、その理由を伺いたいと思います。

三谷技監 公営住宅の駐車場は、1住戸1台ということで定められておまして、基本的に2台以上は持てないよとなっております。それで、あいているスペースがあれば便宜を計らって、こういう時代ですから、お貸ししているというのが実情です。それで、自治会のほうでお金を取っているかどうかというのは、その自治会で別々ですから、自治会の考え方で行っておきますので、取っていないところもあると思います。今後とも、この考えでやっていこうと思っています。

副委員長 いや、だから道では2台目以降も取っていると。なぜ市はそれはそうしないのかという理由がわかればいいのですよ。だけれども、わからない。納得できないという。

三谷技監 ですから、市としましては1台しか認めていないわけなのです。2台目は、個人というか、その責任になりますので、2台目は市は関知はしませんというスタンスです。

委員長 よろしいですか。

副委員長 はい。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

田 村 総括。さっき高齢者率が非常に高いと、孤独死もあって、去年ことしと連続してあるよね。そうした場合に、その部屋を貸す場合、どういうふうな状態で貸すのか。例えば、次入りたいという人に、それを告知しているのか。それは、古い住宅だと壊して建てかえてしまうのだけれども、新しい住宅でも今後起こり得る問題なのね。そうした場合に、それを告知するのか、それともこれは自殺でないから、それは言わないで貸してしまうのか。そういうのはどういうふうに考えているの。

三谷技監 自宅で、公営住宅の中で亡くなった場合につきましては、告知しております。こういう状態で前の方は亡くなったということで告知しまして、了解を得て、いいとなれば入ってもらっています。

田 村 以上です。

この場合、例えばそういうことがあって、なかなか入らないと思うのだけれども、そうはいつでも。そういう場合に、家賃を下げるとか、そういう対応を今後するの、それとも入る人がいない場合はもうずっとあけてしまうのか。これやっぱ1カ月1カ月の家賃だから、通していけば何十万円にもなっていくよね。そういう対策を今からやらないと、新しい住宅で起きた場合の問題を言っている。

三谷技監 亡くなった後なのですが、中耐でも新しい団地で亡くなったことあるのですが、きれいに掃除全部しまして、におい等残らない状態で一回見てもらうのです。それで、新しい団地ですから、そういうことを勘案しても入りたいという人がいまして、そこはすぐ入りました。

それから、ほかの古い団地のほうですが、今まで何回もあるのですが、最初のうちは嫌がるのですが、1年ぐらいの間には、ほとんど決まっている状態です。
(「その告知は何年ぐらいしているのですか」の声あり)

三谷技監 告知ですか。次の人が入るまではしております。

委員長 よろしいですか。そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 ほかに質疑がないということで、質疑の留保なしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長

それでは、以上で議案第3号及び関連議案第24号の質疑を終結いたします。
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
次回は、3月21日水曜日、午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 12:06